

# 公益財団法人北九州観光コンベンション協会定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人北九州観光コンベンション協会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県北九州市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、内外の工業製品等の展示紹介を通じて西日本地域の産業の高度化と貿易の振興、北九州市における観光事業の健全な振興に資するとともに、コンベンションの誘致や支援等を通じて地域の活性化及び文化の向上に資し、もって北九州地域を中心とするわが国経済及び文化の健全な発展と、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 内外の工業製品等の展示会、見本市等の開催、誘致及び支援
- (2) 各種会議、大会等コンベンションの誘致及び支援
- (3) 観光客の誘致及び滞在化促進
- (4) 各種展示会、コンベンション及び観光等に関する広報及び宣伝
- (5) 観光に関する調査・企画及び情報の収集・提供
- (6) コンベンション及び観光に関する人材の育成及び啓発
- (7) 特產品の紹介・宣伝・販路開拓
- (8) 第1号、第2号及び観光の事業の用に供する施設の管理・運営
- (9) 旅行業法に基づく旅行業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

### (財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1に定める財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を前条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程によるものとする。

(基本財産の維持及び処分)

**第6条** 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理及び運用)

**第7条** この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

**第8条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第9条** この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎年事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

**第10条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所の備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産の残額の算定)

**第11条** 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第4

8条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

### (評議員)

**第12条** この法人に、評議員5人以上10人以内を置く。

### (評議員の選任及び解任)

**第13条** 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事業にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
  - ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別

の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任 期)

**第14条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

**第15条** 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

## 第5章 評議員会

(構 成)

**第16条** この協会に評議員会を設置する。

2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

**第17条** 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

**第18条** 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

**第19条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を掲載した書面で、その通知を発しなければならない。

(議長)

**第20条** 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

**第21条** 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

**第22条** 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

**第23条** 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

**第24条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人が、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設置)

**第25条** この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上10人以内

(2) 監事 3人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人を専務理事、1人を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、専務理事及び常務理事を同法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

**第26条** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

**第27条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

**第28条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

**第29条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議委員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

**第30条** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

**第31条** 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

(顧問)

**第32条** この法人に、任意の機関として、顧問5人以内を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、無報酬とする。

5 顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

## 第7章 理事会

(構成)

**第33条** この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

**第34条** 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

**第35条** 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

**第36条** 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、前条第2項により理事会を開催したときは、出席理事の互選により議長を定める。

(決議)

**第37条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

**第38条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事長及びその会議に出席した監事が、前項の議事録に記名押印する。
- 3 理事長が欠けたときにはその会議に出席した理事、監事全員が、1項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

**第39条** この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

**第40条** この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

**第41条** この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は北九州市に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

**第42条** この法人が精算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は北九州市に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

**第43条** この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 事務局

#### (設置等)

- 第44条** この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局長、部長等の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
  - 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
  - 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

### 第11章 賛助会員

#### (会員)

- 第45条** この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を会員とすることができます。
- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める入会及び退会に関する規則によるものとする。

### 第12章 補則

#### (委任)

- 第46条** この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

#### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
  - 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
  - 3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は次に掲げる者とする。
- 理事 安部高子 安藤英和 関宣昭 田中亮一郎 利島康司  
永尾裕司 廣瀬香 三坂敏博 村上英治  
監事 加藤憲治 羽田野隆士

4 この法人の最初の代表理事である理事長は利島康司、業務執行理事である専務理事は三坂敏博、同じく常務理事は村上英治とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

青柳俊彦 生山武史 石丸靖彦 奥内芳和 川平明秀  
古賀哲矢 田中耕太郎 戸上勝喜 濱谷正忠 前川義広

6 この定款は、平成23年8月26日から施行する。

7 この定款は、平成24年6月26日から施行する。

8 この定款は、公益財団法人西日本産業貿易コンベンション協会と公益社団法人北九州市観光協会が締結した合併契約書に定める合併の効力発生日から施行する。

9 この定款は、令和6年7月31日から施行する。

#### 別表第1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

##### （第5条関係）

財産種別	場所・物量等
建物等	西日本総合展示場・本館：7, 476 m <sup>2</sup> 北九州市小倉北区浅野3-7-1 2階建
現金・預金	基本財産引当預金、減価償却引当預金
有価証券	基本財産引当有価証券、減価償却引当有価証券